

標準処理期間

(旧軍人)

恩給種別	標準処理期間	内訳		
		都道府県	厚生労働省	政策統括官 (恩給担当)
普通恩給	4.0月	1.0月	1.5月	1.5月
傷病恩給	爾後重症	1.0月	1.5月	3.5月
	再審査	—	—	2.5月
普通扶助料(転給)	1.0月	—	—	1.0月
公務関係扶助料(転書改)	1.0月	—	—	1.0月
傷病者遺族特別年金	1.0月	—	—	1.0月

(文官)

恩給種別	標準処理期間	内訳	
		本属庁	政策統括官 (恩給担当)
普通恩給	3.0月	1.5月	1.5月
普通扶助料(転給)	1.0月	—	1.0月
公務扶助料(転書改)	1.0月	—	1.0月

- (注) 1 上記期間には、書類の不備追完、検診、履歴究明等に要する期間は含まない。
 2 転給とは、恩給受給者(公務員本人)が死亡し、その遺族に扶助料が給されることをいう。
 3 転書改とは、転給、書換え、加給改定をいう。
 ・書換え：扶助料を受けている権利者が2人以上ある場合で、そのうちの一部が失権したときに証書を書き換えることをいう。
 ・加給改定：加給対象者の増減に伴う改定をいう。

(国会議員互助年金)

種別	標準処理期間	内訳	
		衆・参事務局	政策統括官 (恩給担当)
普通退職年金	2.0月	0.5月	1.5月
遺族扶助年金	1.5月	0.5月	1.0月
互助一時金	1.5月	0.5月	1.0月

(注) 上記期間には、書類の不備追完等に要する期間は含まない。